

令和7年度医療分野の研究開発関連予算等の資源配分方針 (案)

令和6年 月 日
健康・医療戦略推進本部決定

1. 位置付け

医療分野の研究開発関連予算等の資源配分方針（以下「資源配分方針」という。）は、健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画（以下「推進計画」という。）に掲げられる施策を着実に推進するために、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第21条の規定に従い、健康・医療戦略推進本部（以下「推進本部」という。）が毎年度、決定する方針である。

また、本方針は、令和7年度予算における医療分野の研究開発関連予算（国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等）の要求に当たっての留意点及び重点化すべき研究領域等について示すものである。

2. 健康・医療戦略推進本部による総合的な予算要求配分調整

医療分野の研究開発に当たり、推進本部は、健康・医療戦略に基づき、総合的な予算要求配分調整を行う。具体的には、推進本部は、毎年度の概算要求に合わせて、医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算の配分の方針を作成し、関係府省に提示し、関係府省は本方針に基づいて、内閣府との間で推進計画の着実な実施や関係府省間での連携・役割分担の観点から必要な調整を行った上で、内閣府と共同して医療分野の研究開発関連予算の概算要求を行う。

(1) 全ての要求を内閣府へ提出

各省は、概算要求基準決定後速やかに、医療分野の研究開発関連予算についての全ての要求を、内閣府へ提出する。

当該予算の要求に当たって、各省は、内閣府の了解を得るものとする。

(2) 内閣府による各省ヒアリング

各省は、内閣府へ医療分野の研究開発関連予算に係る要求を提出後速やかに、内閣府に対して要求内容について説明する。

(3) 内閣府と共同して概算要求

(2) の説明も踏まえ、内閣府は、所要の調整を行い、必要に応じ、要求内容の見直し等を各省に指示する。各省は当該指示を受け、要求内容の見直し等の対応を行うとともに、その対応状況を内閣府に報告し、その了解を得ることにより、内閣府と共同して概算要求を行う。

(4) 推進本部における取りまとめ

各省が内閣府の了解を得た後、推進本部において、医療分野の研究開発関連予算の要求を取りまとめ、財政当局へ提出する。

(5) 内閣府による予算折衝

内閣府において、各省と共同して、財政当局との予算折衝に当たるものとする。

3. 調整費の活用

調整費は、予算配分を関係府省の枠にとらわれず、機動的かつ効率的に行うことを目的とするものであり、関係府省に計上した「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」(以下「AMED」という。)への集約対象となる予算に対して、AMEDのPD(プログラム・ディレクター)等による研究マネジメントの下で把握する研究現場の状況・ニーズを踏まえ、研究開発の進捗等に応じて、推進本部の決定により追加的に配分する。加えて、社会のニーズや国際的な研究開発動向等を踏まえ、特に優れた研究開発課題を支援し、その実用化を加速できるよう、調整費の活用の在り方について検討を行う。

4. 予算要求に当たっての留意点

推進計画は、AMEDが、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成されており、これに基づき医療分野の研究開発関連予算をAMEDに集約することにより、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を一体的に行うこととしている。

関係府省は、こうした趣旨を踏まえ、令和7年度においても引き続き一体的に事業を推進する観点から予算要求を行うこととし、統一的な交付要綱の下、一体的な運用、

成果の最大化を目指すこととする。

なお、全ての事業を通じて、以下の点に留意することとする。

- ・関係府省や機関が持つエビデンス（研究者等への調査、論文調査、海外動向等）を分析した上で、重点化する領域等を抽出する。
- ・AI などデジタル技術の活用を図りつつ、新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開する。
- ・統合プロジェクト間、事業間の連携を常時十分に確保し、疾患ごとに柔軟にマネジメントできるようにする。特に事業間の連携については、優れた案件が円滑に次の事業へ申請できるよう、申請要件や採択基準、支援額等の適正化を図る。
- ・開発目的（予防／診断／治療／予後・QOL）にも着目した、健康長寿社会の形成に向けた健康寿命延伸という目標のために最適なアプローチを選択する。
- ・全プロジェクトに共通して、人材の育成、異分野融合、DX の推進に積極的に取り組む。

5. 重点化すべき研究領域

「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」及び「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議中間とりまとめ（令和 6 年 5 月）」等に基づき、出口志向の研究開発の推進、臨床試験体制の強化、新規モダリティ医薬品の国内製造体制の強化、アカデミアやスタートアップの絶え間ないシーズ創出・育成などの重点化により、基礎から実用化まで一貫した医療分野の研究開発を強力に推進する。

現行の健康・医療戦略及び推進計画は、令和 6 年度が最終年度であるが、令和 7 年度以降の第 3 期推進計画策定の議論を見据えつつ、令和 7 年度に重点化すべき研究領域は、以下のとおり。

（1）8つの統合プロジェクト

① 医薬品プロジェクト

医療現場のニーズに応える医薬品の実用化を推進するため、創薬標的の探索から臨床研究に至るまで、モダリティの特徴や性質を考慮した研究開発を行う。また、モダリティに関する基盤的な研究開発を行い、新薬創出を目指す。さらに、

創薬研究開発に必要な支援基盤の構築に取り組む。

令和7年度においては、産学官共同創薬研究プロジェクト（GAPFREE）の取組において、企業・アカデミアのニーズとそのタイミングに柔軟に対応することで、企業とアカデミアのマッチングを促し、創薬研究を推進する。また、最新の研究トレンドを反映した、臨床試験実施（社会実装）の可能性が高い課題、既採択課題との連携が期待される課題の採択により、革新的な高機能バイオ医薬品等の創出を目指す。

がんの生物学的な本態解明やゲノム情報など患者の臨床データに基づいた研究、基礎研究への重点支援によって画期的なアカデミアシーズの創生を推進するとともに、アンメットメディカルニーズに応える新たながん治療薬やがん免疫療法、プログラム医療機器（SaMD）等を含む多様な治療法の開発を推進し、また個別化医療に資するコンパニオン診断薬の研究開発を加速する。

難病等ニーズの高い社会課題の解決を目指して、QOL を大きく損なう難治性疾患の病態解明と診断・治療・予防法の開発を推進する。また、ドラッグラグ／ドラッグロス解消に向けて、小児等を対象とした臨床研究・医師主導治験を促進し、さらにスタートアップによる治験も支援する。

さらに、最先端の生命科学・創薬研究の高度な研究支援を継続して実施し、先端的な解析機器を戦略的に配置するなど研究支援基盤を拡充する。また、我が国における創薬研究実施体制の質を向上させるため、最先端の機器や技術、創薬化学を扱う人材の育成や研究支援ユニット間での連携研究を推進する。

創薬支援ネットワークを中心とした創薬支援の推進、精度管理された薬効試験データに基づく実用化支援、モダリティや疾患領域に応じた企業導出の伴走支援、産学連携による次世代創薬 AI 開発（DAIIA）における他のモダリティ分野への拡張と複数の AI を統合した創薬 AI プラットフォームの構築とともに、新規モダリティである核酸医薬品等の実用化に向け、薬剤送達技術を活用した医薬品の製造基盤技術の確立に取り組む。また、国際規制調和の最新の動向を考慮しつつ、エクソソーム等の新規モダリティを含む医薬品等の品質、有効性及び安全性評価にかかるレギュラトリーサイエンス研究を推進する。

② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト

AI・IoT 技術や計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療

の高度化のための医療機器・システム、医療現場のニーズが大きい医療機器や、予防・高齢者のQOL向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。また、医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、必要な支援に取り組む。

令和7年度においては、「医療ニーズに基づいた医療機器・ヘルスケアを開発するための研究開発の活性化」及び「革新的な医療機器・ヘルスケアが開発、上市、実用化されるための研究開発基盤・エコシステム形成などの環境の実現」に重点的に取り組む。

このため、我が国の医療機器産業の国際競争力を強化する目的で最先端の科学技術を活用したグローバル市場のニーズを捕捉する医療機器・システムの研究開発を行うとともに、現地の規制・許認可等に対応する伴走支援を行う。革新的な治療用医療機器の開発に取り組む医療機器スタートアップに対し、臨床試験等への援助を行う。また、革新的な治療法や診断法の開発の一層の早期化に資するため、体外診断用医薬品の開発を支援する。さらに、生活習慣病等の各疾患領域の中心的な学会による指針の作成や予防・健康づくりに適した研究、効果検証が行われたサービスの開発支援を行い、エビデンスに基づくヘルスケアサービスの社会実装に向けた仕組みを整備する。

また、研究開発基盤・エコシステム形成の実現に向け、人材育成、ベンチャー企業や異業種参入促進、拠点の整備及び連携推進、国際展開の推進など、アカデミア・企業の研究開発活動を実用化に結びつけるエコシステムの形成に取り組む。特に、大学病院・NC等の拠点における外部機関（海外含む）とのネットワーク強化、拠点を活用した医療機器開発のための企業人材等の育成・リスクリング、起業・伴走支援及び医療機関と連携した医療機器の有用性を実証できる環境の整備を推進する。また、若手や新規参入者への支援を推進する。加えて、アカデミア等から異分野を含む幅広いシーズ探索を進め、研究者が持つ独創的な技術シーズを革新的な医療機器・システムにつなげる研究開発を行うとともに、研究開発の初期段階から事業戦略や企業マッチング等の事業化・実用化に向けた伴走支援を行う。

③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

我が国に強みがある再生・細胞医療・遺伝子治療分野から新規モダリティ創出

を目指し、新たな医療技術になりうる革新的なシーズの発掘・育成、新たな医療技術の臨床研究・治験の推進、これらの医療技術の製品化に向けた研究開発、治療に用いる細胞・ベクターの製造基盤強化、人材育成、新規市場開拓等を進め、有効な技術を実用化につなげる。また、再生・細胞医療と遺伝子治療の一体的な研究開発や臨床研究拠点の整備を進めるとともに、革新的な研究開発・基盤整備を進める。

令和7年度においては、引き続き、再生・細胞医療・遺伝子治療分野の基礎研究から実用化までの一貫した支援を推進する。特に、萌芽的なシーズの発掘・育成につながる研究開発の推進や次世代 iPS 細胞の実用化に繋げるための革新的な自動化製造技術の研究開発の加速等を通じて、将来的な実用化を見据え、我が国に強みがある再生・細胞医療・遺伝子治療分野における基礎的・基盤的な研究開発を強化する。

また、企業の協力を得ながら品質・非臨床データの取得や医師主導治験等を支援する。さらに再生医療等製品の早期実用化を実現するため、初期臨床試験から薬事承認・商用生産に至る製造・品質管理の一貫性を担保する研究を支援する。その際、特に、若手研究者の育成等に取り組むとともに明確な出口戦略が検討された研究開発を支援する。

さらに、がん研究 10 か年戦略（第5次）を踏まえ、非ウイルス性遺伝子改変 CAR-T 細胞療法等の次世代医療提供の促進を見据えた非臨床試験及び医師主導治験の加速のため、製造設備への積極的な支援、導出に向けた製薬企業とのマッチング支援等を強化する。

引き続き、病態メカニズム理解に基づく再生・細胞医療・遺伝子治療などの新規モダリティ等を含む治療法の研究開発を支援し、治験準備に進む研究の増加、臨床試験・治験への移行支援を強化するとともに、基盤技術開発を進め、再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた、自動化装置開発等を含む製造基盤技術の開発、iPS 細胞等を活用した創薬支援ツールの開発、製造プロセス開発への支援等を行う。特に、世界で活躍できる医薬品開発製造受託企業（CDMO）育成のため、細胞製造の自動化技術開発を加速させる。具体的には、次世代 iPS 細胞の革新的な自動化製造技術の研究開発を実施するとともに、再生・細胞医療の製造に汎用可能な自動化プラットフォームの開発を行う。

④ 感染症プロジェクト

新興・再興感染症の基礎的な研究を推進するとともに、エイズや肝炎についての新たな知見を獲得し、予防法・治療法の開発を促進する。また、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、緊急時の迅速な開発を念頭に平時からのワクチンの開発及び供給を可能にする体制を構築し、産学官連携による研究開発を促進する。

令和7年度においては、感染症対策のため、海外の感染症流行地の研究拠点の活動を継続・発展させると共に、当該拠点で得られる検体・情報等を活用した研究や多分野融合研究等を通じ、今後の感染症対策に資する研究や人材層の確保を推進する。また、令和7年4月に設立される国立健康危機管理研究機構と連携し、パンデミックを見据えた研究開発基盤の強化及び感染症の科学的知見の創出を促進する。さらに、感染症の医薬品等の開発、疫学調査や病態メカニズムの解明等の基盤研究を行い、感染症にかかる、救命・流行の抑制・社会活動の維持等の対策に必要な研究開発を推進し、国立健康危機管理研究機構と連携のもと、感染症に対する危機管理能力の強化を目指す。

HIV 感染症について合併症等の病態解明と治療法開発を推進するとともに、肝炎について、ウイルスの病原性発現の解析、発がん機構の解明や治療・予防法に関する研究を支援し、加えて、B型肝炎ウイルス感染の治療法の確立を目指す研究開発を推進する。

「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、先進的研究開発戦略センター（SCARDA）を通じた世界トップレベル研究開発拠点の形成や、産学官の出口を見据えた研究開発、重点感染症に対するワクチン開発を、引き続き進める。加えて、感染症有事に備えたシミュレーションの実施を通じて、感染症有事の際、世界トップレベル研究開発拠点の研究成果をシームレスに企業へ導出し、実用化へ向けた臨床試験と製造に迅速に移行できるよう、世界トップレベル研究者の継続的な雇用と世界的なワクチン研究開発拠点の確立等の体制の構築を図る。また、感染症有事においては、ワクチン、診断薬及び治療薬が必要なため、平時から有事における研究開発につながるよう、感染症対策領域の取組と SCARDA の取組を、密接かつ一体的に運用する。

⑤ データ利活用・ライフコースプロジェクト

がん、難病、認知症等の疾患レジストリ、ゲノム・コホート研究の成果や検体情報のデジタル化の加工データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフコースを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、病態解明、診断、治療等に資する研究開発を推進することで、ゲノム医療、個別化医療の実現を目指す。

令和7年度においては、「がん・難病全ゲノム解析等実行プログラム」に基づき、患者家族や市民の視点を取り入れながら、がん・難病に係る創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ搭載する情報基盤の構築を進める。あわせて、研究・創薬などへの活用、新たな個別化医療の導入を進め、より早期の患者還元を着実に進めていく。また、がん治療における臨床上の課題解決に繋がる研究を推進する。

データベースの構築・充実及びその利活用を介した病態の解明、新たな予防法・診断法・治療法の開発を進める。具体的には、すでに我が国にあるデータ基盤と連携しつつ、AMED事業から生み出される品質管理された研究開発データを、産業界を含めた第三者が横断的に利活用できるセキュリティの担保された連携基盤の構築を進める。また、引き続き三大バイオバンクを維持・発展・連携させるとともに、バイオバンクの更なる利活用促進により革新的な創薬等につなげるため、我が国の強みを生かしたゲノム・オミックス解析や、一般住民と疾患のコホート・バイオバンクの協働の強化等を実施する。さらに、本分野の裾野拡大のための先端ゲノム研究開発を推進する。加えて、難病においては、診療に直結するエビデンス創出及び医薬品等の実用化を推進するためのデータ活用等を含めた網羅的な視点での、病態解明研究や医療機器に関する研究を進めていく。また、個人の検査データと身体所見等にAI技術を活用する医療機器プログラム等を開発する。また、オンライン診療・遠隔医療等で活用する医療機器等の普及を進めるため、エビデンスの蓄積等の研究を推進する。

特に、移植、精神疾患、認知症、成育、女性、循環器疾患・糖尿病や腎疾患や免疫アレルギーや長寿科学を含む生活習慣病領域及び難病等において、データの利活用を介した病態の解明、実用可能な予防法・診断法・治療法の新規開発に向けた研究及び臨床試験等を推進し、例えば免疫アレルギーに関しては、疾患の本態解明や疾患特性に応じた研究の促進、重度の免疫アレルギー疾患に対する治療法開発の拡充、アレルゲン免疫療法の開発に資する研究の更なる推進を行う。女性のライフステージや次の世代を育成する成育サイクルでの健康課題の解決に向け

ては、周産期・小児期等の臨床研究開発等の他、成育期の効果的な早期介入に向けた診断・評価法の開発、不妊症の解明と質の高い生殖補助医療の開発、女性ホルモン等の影響による健康課題への対策等に資する研究、医療データを活用した女性特有の疾病等の予防及び治療に資するエビデンス創出と新たな介入方法の開発を推進する。また、慢性の痛みの評価法の確立に向けたエビデンスの創出、身体・知的・感覚器障害児/障害者のためのシステムや医療・福祉機器等の開発、精神障害における精神疾患レジストリの縦断データを活用した開発と薬事承認の実現に向けた研究開発等を進める。さらに、認知症発症前の先制治療の可能性について追及しながら、大規模遺伝子解析・国際共同も目的とした高品質・高効率なレジストリ・コホートを全国に展開し、臨床研究の推進に寄与する支援体制を強化し、認知症の層別化・臨床データのカタログ化・疾患修飾薬・根本的治療の開発等につなげる。

⑥ シーズ開発・基礎研究プロジェクト

アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を推進するとともに、先進国や政策上重要な国々等との国際共同研究を強化する。

令和7年度においては、革新的な医薬品、医療機器、医療技術等に繋がる画期的シーズの創出・育成を目的に、国が定めた研究開発目標の下で新たな研究領域を追加したうえで、大学等の研究者から提案を募り、組織の枠を超えた時限的な研究体制を構築して先端的研究開発を推進し、有望な成果について研究開発を加速・深化する。また、若手研究者向けの支援を拡充する。

また、100歳まで健康不安のない未来社会を展望し、実現に向けてムーンショット型の研究開発を推進する。

同様に、健康医療分野における欧米等先進国との国際頭脳循環を一層、強化・加速するとともに、先進・新興国や開発途上国との国際共同研究等を戦略的に展開し、国際協力によるイノベーション創出や科学技術外交を推進する。また、人類全体の利益に供することを目的とした、ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラムを推進し、生命科学分野における最先端の国際共同研究を促進する。さらに、我が国発の製品の海外展開を推進するため、対象国の臨床現場で導入・普及されていない医薬品・医療機器・医療技術等の実装・臨床研究に取り

組み、その有効性、安全性、リスク・ベネフィット等について測定するとともに、現地適応性、医療コスト、持続発展可能性等についても調査し、将来的な普及・実装化を推進する。

さらに、社会に貢献する脳科学を目指し、ヒトの高次脳機能の解明のための研究基盤・基盤整備を行う。また、基礎と臨床、アカデミアと産業界の連携の強化により、認知症等の脳神経疾患・精神疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズの研究開発を推進する。

⑦ 橋渡し・臨床加速化プロジェクト

橋渡し研究開発支援については、「革新的医療技術創出拠点」の機能を活用して基礎研究から臨床試験段階までの一貫した研究開発支援を行うシーズ研究費事業等を引き続き実施するとともに、医療への実用化を加速するため、医療系スタートアップ伴走支援等の取り組みを強化する。また、ニーズの高い疾患に対する標準的な薬効評価体制の構築や、国際規制調和の最新の動向を考慮しつつ、医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する評価法等に関する研究を実施する。

具体的には、橋渡し研究支援機関（文部科学大臣認定）を通じた医師主導治験や企業導出に向けた機関内外のシーズの発掘・育成支援を実施するとともに、橋渡し研究支援機関を一層活用・強化し、臨床研究中核病院、医療系スタートアップ支援拠点との連携を緊密化して臨床研究への橋渡しを加速する。

さらに、医学系研究の研究力向上のため、医学系研究者の研究時間の確保や研究者の多様性・流動性の向上など、人材育成や研究力向上に取り組む大学病院・医学部の取組と、そのような大学病院・医学部において研究を行う優秀な研究者の一体的な支援に取り組む。

加えて、臨床研究中核病院においては、本邦発の革新的医薬品の開発やドラッグラグ/ドラッグロスの解消に向けた治験・臨床研究の推進、国際共同臨床試験を主導できる人材の育成のための欧米等で先端的な臨床試験を実施する医療機関等への人材派遣等を継続する。並行して、臨床研究中核病院の特色を活かした革新的技術等の実用化促進、日本とアジア諸国が連携した臨床試験実施拠点ネットワークの継続的な構築を進める。

⑧ イノベーション・エコシステムプロジェクト

創薬ベンチャーに対する非臨床段階から治験段階までの研究開発及びベンチャーキャピタルによるハンズオン支援を強化するとともに、産学連携による研究成果の実用化を推進し、ベンチャー企業・ベンチャーキャピタルの成長、革新的新薬のグローバル開発、さらには我が国が世界の創薬エコシステムの一部として機能することを目指す。その際、他のプロジェクトの成果が着実に実用化につながるようプロジェクト横断的に出口戦略を見据えた連携を模索する。

具体的には、適切な能力でハンズオン支援を行う国内外のベンチャーキャピタルの認定を進めるとともに、認定ベンチャーキャピタルが出資するベンチャー企業への非臨床・治験段階の開発支援を行う。認定ベンチャーキャピタル及び創薬ベンチャーの公募は引き続き実施する。また、希少疾患、異業種連携の必要性等のために単独のアカデミアや企業では取り組みにくい研究開発領域について、スタートアップ企業も巻き込みつつ、複数年にわたる幅広い産学連携での医薬品等の研究開発を進める。さらには、ベンチャーキャピタルの視点や承認の成功・失敗体験等に基づいて他のプロジェクトの出口戦略を調整することによって、より多くの優良なシーズが生み出され、円滑なベンチャー企業への出資等につなげることを目指す。実用化の視点でのイノベーションの促進とグローバル開発を意識した創薬エコシステムの構築を通じて、我が国の創薬環境の抜本的な改善を図る。

上記①～⑧の重点化実施に当たり、内外の動向も踏まえ優れた研究課題を見出して事業をまたぐ連続的支援を適時に行うなど、AMED に集約された各省の予算を効果的かつ適切に執行するための AMED 機能の充実に向け、各府省が一体となって必要な措置を講ずる。

(2) インハウス研究開発

関係府省が所管するインハウス研究機関が行っている医療分野のインハウス研究開発については、各機関の特性を踏まえつつ全体として戦略的・体系的な研究開発を推進していく。このために、推進本部の事務局、関係府省、インハウス研究機関及び AMED の間で情報共有・連携を恒常的に確保するとともに、研究開発予算を効率的に運用しつつ成果を最大化するために、施設間の連携に関する実態把握や成功事例の共有に努め、研究設備等の供用を促進する。

(3) 国際水準の臨床試験実施体制の構築

新たに、革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある FIIH 試験実施施設の整備を進めることで、海外発シーズも含む革新的新薬候補の国内での研究開発を促進するとともに、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業から国内での治験・臨床試験の実施について相談を受け、支援を行うワンストップサービス窓口の設置等を行うことで、国際レベルの治験・臨床試験が実施できる体制強化を行う。

6. 施策の検証と予算への適切な反映

推進本部の下で、内閣府は、関係府省とともに、施策の検証と必要に応じた見直し、予算への反映等を行う。具体的には、推進計画に掲げた具体的施策を関係府省の連携の下で実施し、定期的なフォローアップにより進捗状況を適切に把握・検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて施策の実施内容を見直すとともに予算への反映等の必要な措置を講じる。